

資料



平成7年1月17日から 平成8年3月末までの動き

平成7年 1 月

- | | | |
|-----|-------|---|
| 17日 | 05:46 | 兵庫県南部を中心に強い地震が発生 |
| | 05:49 | 余震発生（有感：最大震度4以上） |
| | 05:52 | 余震発生（有感：最大震度4以上） |
| | 06:05 | 稲葉元町1丁目で火災発生（共同住宅など3棟826㎡が全半焼） |
| | 06:10 | 災害対策本部を設置、第1号防災指令を発令。職員に非常招集をかける |
| | 06:13 | 大阪管区気象台は、神戸市で震度6と発表（後に中央区などで震度7と修正） |
| | 06:20 | 消防部本部を防災センターに設置。消防団本部設置。方面警防隊本部設置 |
| | 06:23 | 立花町3丁目で大規模火災発生（木造アパート3棟が倒壊、隣接する民家を含め4棟約1,730㎡が全焼） |
| | 06:50 | 宮田市長登庁
災害対策本部長（市長）に被害状況等を報告（市長室） |
| | 07:00 | 災害対策本部員会議（第1回）
学校園から休校に関する問い合わせが相次ぐ |
| | 07:20 | 災害対策本部員室の開設準備。専用電話を設置 |
| | 07:30 | 消防団非常召集 |
| | 07:38 | 余震発生（有感：最大震度4以上） |
| | 07:44 | 災害対策本部員会議（第2回） |
| | 08:00 | 全学校園一斉休校に |
| | 08:25 | 各機関で防災行政無線により情報集約を行う |
| | 08:58 | 余震発生（有感：最大震度4以上） |
| | 09:00 | 職員2,940人が午前9時までに配備につく
災害対策本部員会議（第3回）
広報車による広報が始まる
市内の被害状況把握のため、全市域で調査始まる
水道の被害状況把握のためパトロール車出動 |
| | 09:15 | 杭瀬初島線（市道215号線）道路被災（東堀運河の崩壊）のため、片側通行 |
| | 09:25 | 住民からの通報で中島川（南初島地区）の2か所から漏水していることが判明 |
| | 09:40 | 中島川の漏水箇所の被災状況を調査し、堤防道路を通行止めに |

	10:00	消防団地区本部設置 防災センター耐震性100t貯水槽から生活用水としてポリタンク50本確保 全市営住宅の被害状況について現地調査開始
	10:30	市営住宅空家状況の把握
	11:00	災害対策本部員会議（第4回）
	11:20	毛斯倫（モスリン）橋を通行止めにする
	12:00	遺体安置場所の確保および身元不明遺体への対応を始める
	13:00	市民生活課、市民相談課、市民課に臨時電話を3台設置し、災害時優先電話とする 断水広報の開始（～30日）
	13:30	災害対策本部員会議（第5回）
	14:00	防災センター、北部防災センターの乾パン・毛布等備蓄物資の払い出し開始
	15:30	電気は全世帯で通電可能。ガスは供給を継続しているが、一部の地域で停止続く 避難所用夕食と朝食の手配、毛布の配付 応急給水の開始（～2月15日）
	16:00	全市営住宅の被害状況調査が完了
	17:00	災害対策本部員会議（第6回） 立花町3丁目の火災現場に陸上自衛隊の派遣を要請。行方不明者の救助作業を 継続（車両5台、隊員61人）
	18:00	市営住宅上ノ島第1団地、倒壊の危険性のため入居者に避難勧告
	18:30	避難所へパン・牛乳を配付
	18:45	市内8件の火災についてはすべて鎮火（事後聞知1件を含む）
	20:00	用途地域図をもとに応急仮設住宅の建設候補地の選定に着手
	21:00	災害対策本部員会議（第7回）
	23:00	避難者数7,855人。朝食1万食を用意 ○ 避難所でのパンの不足を補うため、乾パンの配付を行う ○ 市内各所で通行不能および渋滞が発生 市営バス運行本数1,962本中477本が欠行。以後、市営バスの大規模なう回運行 ○ が3月31日まで続く ○ 全市域の約2分の1が断水（おおむねJR東海道線以北、築地、戸ノ内、丸島） ○ 尼崎競艇、今開催の日程すべてを中止 ○ 災害救助法が適用される ○ 西宮市消防局に乾パン1万2,000食を支援
18日	00:00	災害対策本部員会議（第8回）
	08:00	救援物資が到着し始める

	09 : 00	緊急車両などの通行確保のため道路上の障害物の撤去開始 災害対策本部員会議（第9回） 市長から広報の充実について指示 危険建築物の調査を実施（～1月24日）
	11 : 21	議会で会派代表者会が開かれる
	13 : 50	阪神地区の消防団で芦屋市、西宮市に応援隊を出動させることが決定
	14 : 15	災害対策本部員会議（第10回）
	17 : 30	大阪府災害備蓄センターから毛布を受領。その後全国から続々と救援物資が届く
	20 : 00	避難者がピーク（91か所に9,494人）に
	21 : 00	災害対策本部員会議（第11回）
		○ 全学校園が休校
		○ N T Tが避難所に臨時電話を順次設置する
		○ 阪神、梅田～甲子園間と西大阪線で運転を再開
		○ J R、大阪～尼崎間、尼崎～塚口間で運転再開
		○ 阪急、梅田～西宮北口間で運転再開
		○ バイクの新規登録が急増
		○ 奈良県・和歌山県下の自治体、西播磨水道企業団、民間から応急給水車到着（～31日）
		○ 市内土木業者、公認業者から続々と水道復旧の支援を受ける
		○ 断水が全市域の約3分の1に縮小（おおむね阪急神戸線以北、築地、戸ノ内、丸島）
		○ 被災に伴う火葬場使用料の10割減免を実施
		○ ごみ収集体制を特別体制に移行（～2月1日）
		○ 震災にかかる粗大ごみを東部第1浄化センター内に野積み開始
		○ 応急仮設住宅および市営住宅一時入居者の募集要領、申込資格について検討開始
19日	05 : 30	自衛隊の給水車と要員が到着し、市北部の断水地域への給水を開始（～27日）
	09 : 00	災害対策本部員会議（第12回）
	14 : 00	災害対策本部員会議（第13回）
	21 : 00	災害対策本部員会議（第14回）。翌日以降も適時開催
		○ 尼崎市杭瀬寺島～明石市の国道2号線を一般車両通行止めと県公安委員会が発表
		○ 中島川漏水箇所の昼夜監視体制に入る
		○ 避難所60か所に医薬品を配付
		○ 避難者用食事の配送に昼食が加わる
		○ 一部を除き学校園の授業を再開

- N H Kが避難所にテレビを順次設置する
- J R、尼崎～甲子園口間で運転再開
- 災害援護資金貸付受け付け開始（～5月1日）
- 公衆浴場やコインランドリーの営業・開店情報の提供を開始
- ごみ受け入れ再開。仮復旧した焼却施設が運転再開
- 20日 ○ 災害対策本部からのお知らせビラ第1号を避難所、支所、本庁に掲示。以後4月19日までに計28回発行
- 地震災害総合相談窓口を開設
- 中国地方建設局から大型給水車6台到着（～1月30日）
- 断水が約4万世帯に縮小
- 気象庁が神戸・三宮など激震地に「震度7」を初適用
- 本市の被害状況についてコミュニティ掲示板と市営バス車内吊りで広報
- 防水シートのあっせん開始
- 尼崎高原ロッジの大浴場を無料で開放（～3月31日）
- 市長が中島川の被災箇所にかかる応急対策について貝原県知事に要請
- 小学校で簡易給食（パン、牛乳）を開始
- 許可入学の申し込みが殺到し始める
- 震災にかかる可燃ごみをダイソー(株)のグラウンドに野積み開始
- 第1次分応急仮設住宅の建設発注（小田南公園A、B250戸）
- 21日 ○ 職員研修所に職員用仮眠所を開設（～2月28日）
- ゆうパックの受け入れ開始
- J R、塚口～宝塚間で運転再開
- 仮設給水栓による応急給水開始（～2月15日）
- 断水が約2万5,000世帯に縮小
- 22日 ○ N T Tが避難所に「難聴者対策用F A X」（無料）設置開始
- 避難者用食事のうち昼食を廃止し、1日2食を配送
- 断水が約1万5,000世帯に縮小
- 漏水が多量のため、真夏日並みの配水量25万8,900m³を記録
- 23日 ○ 会派代表者会（第2回）
- 全市を対象に本格的被害状況調査を開始
- さくら銀行に災害義援金口座を開設
- 避難所に簡易トイレを順次設置
- 中小企業センター内に中小企業災害対策相談窓口を開設
- 兵庫県南部地震動物救援本部尼崎支部が設置される

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種証明書（戸籍を除く）交付に伴う手数料を免除 ○ 震災にかかる粗大ごみを園田競馬場第5駐車場に野積み開始 ○ 市内全域で配水管の漏水調査始まる（～2月10日） ○ 新聞折り込みにより「水道の復旧状況のお知らせ」配布 ○ 県の救援支援のため消防団員出動
24日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者向け住宅として企業の社宅や寮の提供を呼びかける ○ 中島川の応急仮工事に着手 ○ 被保護世帯の被災状況について全戸調査を実施 ○ 激甚災害の指定を受ける
25日	11:16	<p>最大規模の余震発生。マグニチュード4.9、震度4（大阪、西宮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府下12市町の水道公認業者組合から宅内修繕の応援を受ける（～2月3日） ○ 共同住宅・長屋住宅の応急危険度判定調査開始（～2月15日） ○ 第2次分応急仮設住宅の建設発注（東園田野球場・庭球場 200戸） ○ 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が設置される ○ ボランティア窓口を設置 ○ 他都市からの保育所措置児童の受け入れを始める ○ 民生児童委員の協力を得て独居老人の被害状況の把握とニーズ調査を実施 ○ 市報あまがさき1065号発行。以後臨時号14回を含め6月15日までに計25回発行 ○ インフルエンザ流行の兆し ○ 避難所にストーブを設置 ○ 他市からの応援による震災ごみの収集開始（～2月3日、延べ92台の応援） ○ NTTが避難所に「おことづけFAX」（無料）設置開始
26日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅など入居者第1次募集始まる（～1月31日） ○ 郵便局に災害義援金口座を開設 ○ 発泡スチロール材補助寝具の寄付を受け避難所へ配付 ○ 本興寺など寺町の6寺院の被害状況調査始まる ○ 断水が約1万世帯に縮小 ○ 武庫川ファミリーパークで倒壊家屋のがれき受け入れを開始 ○ 建築物の確認申請手数料の減免開始（～平成10年3月31日）
27日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 会派代表者会（第3回） ○ 中小企業向け災害対策特別融資あっせんの受け付け開始 ○ 避難所となっている学校とのオンラインシステムによる避難者数等の把握を開始 ○ 城内地区出張所が建物危険のため閉鎖となる

28日	○	市税の納期限などを3月31日まで延長
	○	高校授業料等の免除を決定
	○	自衛隊による応急給水が終了
	○	断水が約9,000世帯に縮小
	○	野積み可燃ごみを大阪市など他都市の処理場へ搬出開始
	○	水路の擁壁の傾き・クラック・部分的倒壊の応急作業完了
	○	全国から学用品の救援物資が届き始める
	○	倒壊家屋（個人住宅等）の解体費用を全額公費負担とすることに政府決定
	○	外国人相談窓口を設置
	○	断水が約5,000世帯に縮小
29日	○	配水管からの直接給水が可能となったため、すべての医療機関への応急給水が終了
	○	中島川の防潮堤約1 kmに止水鋼矢板の打設完了
30日	○	医師会による日曜巡回相談が始まる
	○	倒壊家屋等の処分の相談と解体申請受け付け開始（～6月30日）
31日	○	個人市民税、固定資産税、国民健康保険料、下水道使用料、保育料などの減免申請の受け付け始まる
	○	生活福祉資金特別貸付受け付け開始（～2月9日）
	○	被害の大きかった立花西小、武庫北小、小園小で分散授業を実施（～3月）
	○	医師会57班116人が避難所で健康調査を実施
	○	断水が約3,000世帯に縮小
	○	弁護士による法律相談を実施（以後2月28日までに計6回実施）
	○	市内の配水管に水が行き渡ることとなったため、給水車による応急給水を終了
○	インフルエンザの流行がピークに	
○	22時現在の避難者数85か所、5,226人	

2月

1日	○	第3次分応急仮設住宅の建設発注（椀田公園ほか3公園内184戸）
	○	尼崎商工業の被害状況調査を実施
	○	市内商店街・小売市場の被害状況調査を実施
	○	大規模被災校7校でプレハブ校舎建設に着手
	○	奈良県から公共土木関係の応援職員5人を受け入れ（～2月28日）
	○	

- 2日 ○ すべての学校で授業再開
- 3日 ○ 尼崎市災害復興本部（本部長＝宮田市長）を設置
- 会派代表者会（第4回）
- 尼崎競艇を3月末まで中止することを決定
- 地震による児童生徒の転入者数が588人に達する
- 5日 ○ 被災労働者に対する尼崎地区労働組合人権平和センターおよび武庫川ユニオンによる「阪神大震災・労働・雇用ホットライン」開設（～2月7日）
- 野積み粗大ごみを三重県上野市内の一般廃棄物処理業者に搬出開始
- 6日 ○ 救援ボランティア障害保険に加入
- 市営住宅上ノ島第1団地などで災害応急・復旧工事に着工
- 希望者にインフルエンザワクチン接種の実施（～2月8日）
- 小学校で完全給食を再開
- 7日 ○ 応急仮設住宅など第1次募集分の入居者公開抽せん結果発表
- 避難所における避難市民の実態調査を実施
- 陸上自衛隊第3師団との間で「兵庫県南部地震に係る瓦礫等の処理に関する協定書」を締結
- 災害廃棄物担当設置
- 8日 ○ 義援金第1次の支給決定
- 9日 ○ 市内での死者27人全員の身元および死因が判明
- 第4次分応急仮設住宅の建設発注（小田南公園野球場ほか2か所466戸）
- 被災者に対する戸籍手数料の免除始まる
- 10日 ○ 会派代表者会（第5回）
- 自衛隊による倒壊家屋の解体作業が始まる（～4月15日）
- 第1次義援金の申請書交付が始まる
- 武庫川ファミリーパークで廃木材の野焼き開始
- 12日 ○ 弁護士による日曜臨時法律相談実施（2回目は3月19日）
- 13日 ○ 義援金第1次配分申し込み開始
- 応急仮設住宅（小田南公園B100戸）の入居開始
- 供給を停止していた3,650戸のガス復旧工事完了
- 地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせんの受け付け開始（～平成8年3月31日）
- 尼崎リサーチ・インキュベーションセンターのテナント入居特別措置始まる
- 避難者数の減少により避難場所を体育館から特別教室に移す学校が増える
- 長崎県、長崎市から公共建築関係の応援職員4人を受け入れ（～2月17日）
- 14日 ○ 第1次家屋被害状況調査実施（～2月23日）

15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設給水栓による応急給水が終了。これをもって応急給水活動をすべて終了 ○ 全上下水道使用者を対象に一律1か月の基本料金の減免および漏水にかかる従量料金の減免を実施 ○ 市営住宅などへの一時入居を開始（～2月20日） ○ 猪名川・藻川の災害復旧工事始まる
17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における避難市民の実態調査まとまる ○ 尼崎高原ロッジの宿泊無料提供開始（～3月24日） ○ 阪神7市選挙管理委員長会が兵庫県選挙管理委員会に統一選挙の延期を要望
18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中島川の応急仮工事完了 ○ 尼崎商工業の被害状況調査および市内商店街・小売市場の被害状況調査の中間集計まとまる
20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会で災害復興促進特別委員会が開かれる ○ 応急仮設住宅（小田南公園A150戸）の入居開始
21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣等従事車両証明書の発行（～3月10日）
22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災復興基本法が成立
23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防潮堤仮復旧工事完了
24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康電話相談を開始 ○ 被災市街地復興特別措置法が成立
25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次分応急仮設住宅の建設発注（二本松公園ほか9か所360戸）
26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 築地地区復興委員会が発足
27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅などの第2次募集始まる（～2月28日） ○ 避難所に洗濯機を設置
28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復興促進特別委員会（第2回） ○ 22時現在の避難者数75か所、2,831人

2～3月

- 体育館が使用できない学校ではグラウンドなどで卒業式を実施

3月

- 1日 ○ 第1次義援金、県援護金の交付始まる
- 高齢病弱者の避難所として総合老人福祉センターと鶴の巣園を指定し、受け入れ開始
- 2日 ○ 住宅情報第1号発行。以後4月20日までに計6回発行
- 5日 ○ 兵庫県南部地震尼崎市犠牲者合同慰霊祭を開催
- 慰霊祭出席後、井出厚生大臣が避難所などを視察
- 6日 ○ 被災住宅応急修理受け付け開始（～3月16日）
- 市税の納期限を再延長
- 三重県、愛知県、福井県から公共土木関係の応援職員10人を受け入れ（～3月31日）
- 7日 ○ 災害復興促進特別委員会（第3回）
- 8日 ○ 応急仮設住宅の完成総数450戸に
- 応急仮設住宅など第2次募集分の入居者公開抽せん結果発表
- 9日 ○ 尼崎市震災復興基本計画策定委員会を設置
- 気象庁が北部防災センターに震度計を設置
- 尼崎市中小企業勤労者福祉共済制度の見舞金創設（4月25日見舞金支給）
- 10日 ○ 議会で第10回定例会が開かれる（～3月30日）
- 尼崎市震災復興基本計画に市民の提言を募集
- 応急仮設住宅（東園田野球場・庭球場200戸）入居開始。以後、竣工にあわせ順次入居
- 公団住宅などへの入居開始（～3月31日）
- 11日 ○ 記念公園総合体育館で救援物資を配布（～12日）
- 13日 ○ 兵庫県議会議員、神戸市議会議員、西宮市議会議員、芦屋市議会議員、芦屋市長の各選挙期日を6月11日に延期することを決定
- 15日 ○ 確定申告受け付け期限を1年間延長
- 16日 ○ 総合文化センター大ホール営業再開
- 20日 ○ 災害復興促進特別委員会（第4回）
- 22日 ○ 避難所の備品として冷蔵庫等の寄付を受ける
- 25日 ○ 震災に伴う水道管の復旧工事をすべて終了
- 27日 ○ 第7次分応急仮設住宅の建設発注（橘公園野球場ほか28か所726戸）
- 尼崎市震災復興産業関係者会議を設置
- 山陽新幹線の安全対策について要望（3月27日運輸省、3月28日西日本旅客鉄道㈱）

28日	○	応急仮設住宅の完成総数1,100戸に
31日	○	災害復興促進特別委員会（第5回）現場視察（第一閘門、中島川防潮堤、築地地区、市立尼崎高校、常松地区、西昆陽3丁目、東園田町8丁目）
	○	平成7年度市税の納期を変更
	○	大規模被災校7校のプレハブ校舎が完成
	○	野積み可燃ごみの他都市処理場への搬出処理終了
	○	22時現在の避難者数65か所、1,496人

4月

1日	○	阪神・淡路大震災復興基金が設立される
	○	14自治体から土木、建築、公園関係の応援職員19人を受け入れ（～7月31日）
4日	○	尼崎競艇を再開
5日	○	災害復興促進特別委員会（第6回）
6日	○	避難所集約化にかかる避難者意向調査を実施
10日	○	第2次家屋被害状況調査を実施（～4月30日）
11日	○	災害復興促進特別委員会（第7回）
16日	○	自衛隊に倒壊家屋解体作業終了式で感謝状を手渡す
20日	○	災害復興促進特別委員会（第8回）
21日	○	避難所集約化にかかる避難者への説明を実施
24日	○	市役所内に県総合住宅相談所尼崎分室開設
25日	○	議会で第11回臨時会開かれる（～4月28日）
	○	応急仮設住宅の住替制度発足
27日	○	尼崎市震災復興基本計画を策定
28日	○	第2次避難所への移動始まる
	○	第1次義援金の受け付けを原則として終了する
30日	○	応急仮設住宅の完成総数1,460戸に

5月

- | | |
|-----|--|
| 2日 | ○ 第2次避難所への巡回保健相談開始（～6月15日） |
| 8日 | ○ 新幹線の武庫川鉄道橋付近の応急仮工事始まる |
| 10日 | ○ 第1次避難所をすべて閉鎖
○ 市政ビデオニュース「兵庫県南部地震～尼崎市の記録～」が完成 |
| 12日 | ○ 応急仮設住宅の完成総数 2,186戸、入居済戸数 1,456戸に |
| 15日 | ○ 仮設住宅への巡回保健・栄養相談の開始 |
| 16日 | ○ ケア付き応急仮設住宅（小田南公園、三反田1丁目 計48戸）の入居開始 |
| 18日 | ○ 応急危険度判定のボランティア活動に対し民間団体に感謝状を贈呈 |
| 19日 | ○ 1兆4,300億円の震災対策費を盛り込んだ国の95年度第1次補正予算成立 |
| 22日 | ○ 義援金第2次配分申請受け付け開始 |
| 26日 | ○ 第2次避難所で住宅巡回相談を実施（～5月27日） |
| 31日 | ○ り災証明の新規受け付けを原則として終了する
○ 阪神高速道路3号神戸線の復旧および国道43号線の公害対策について要望（5月31日阪神高速道路公団、6月1日建設省近畿地方建設局）
○ 武庫川ファミリーパーク内での野焼き中止
○ 新幹線の武庫川鉄道橋付近の応急仮工事完了
○ 20時現在の第2次避難所の避難者数10か所、176人 |

6月

- | | |
|-----|---|
| 5日 | ○ 地震防災シンポジウム開催 |
| 8日 | ○ 災害復興促進特別委員会（第9回）
○ 一般住宅相談を実施（～6月9日）
○ 防災会議が開かれる |
| 11日 | ○ 兵庫県議会議員選挙が行われる |
| 12日 | ○ 尼崎閘門災害復旧工事始まる
○ 応急仮設住宅内のエアコン設置工事着工（～6月30日） |
| 15日 | ○ 第2次避難所閉鎖
○ 第3次応急仮設住宅入居者決定 |
| 16日 | ○ 震災による心のケアが必要な児童生徒数の調査を実施 |

19日	○	議会で第12回定例会が開かれる（～7月5日）
20日	○	第2次仮設住宅入居者の生活状況調査を実施
	○	第9次分応急仮設住宅の建設発注（額田町ほか1か所32戸）
30日	○	災害復興促進特別委員会（第10回）
	○	尼崎市震災復興計画を策定
	○	猪名川・藻川の災害復旧工事完了
	○	全国の消防機関相互による応援体制を図る緊急消防援助隊が発足。尼崎市消防局も登録する
	○	ボランティア業務を終了

7月

8日	○	兵庫県が復興計画の「ひょうごフェニックス計画」を決定
17日	○	貝原県知事に対し、震災復興について陳情。地元選出県議会議員に対し側面からの支援を要請
	○	個人住宅復興資金特別融資あっせんの受け付け開始（～平成10年3月31日）
19日	○	東園田ふれあいセンターオープン
	○	尼崎市防災総合訓練に自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）が初参加
20日	○	小里阪神・淡路大震災対策担当大臣に対し、震災復興について陳情。地元選出国會議員に対し側面からの支援を要請
	○	応急仮設住宅すべて完成（合計50か所、2,218戸）
23日	○	参議院議員通常選挙が行われる
24日	○	第3次仮設住宅入居者の生活状況調査を実施
25日	○	橘公園ふれあいセンターオープン
26日	○	小田南Bふれあいセンターオープン
27日	○	神崎ふれあいセンターオープン
30日	○	東園田八丁目まちづくり協議会発足
31日	○	すべての応急仮設住宅で入居完了

8月

- 3日 ○ 災害復興促進特別委員会（第11回）
- 5日 ○ 野積み粗大ごみ仮置場でハエ多量発生のため数回薬剤散布
- 7日 ○ 震災復興市民のつどい開催
- 震災復興推進本部設置
- 災害廃棄物対策室設置
- 8日 ○ 築地地区が被災市街地復興推進地域指定を受ける
- 11日 ○ 可燃ごみ仮置場のダイソー(株)グラウンドを原状復旧し返却
- 23日 ○ 仮設焼却炉運転開始
- 29日 ○ 地震災害対策総合訓練を実施

9月

- 1日 ○ 住宅助成義援金受け付け開始
- 8日 ○ 議会で第13回定例会が開かれる（～9月29日）
- 30日 ○ 野積み粗大ごみ搬出処理終了

10月

- 1日 ○ 平成7年国勢調査を実施（応急仮設住宅が建設されたため、新調査区を設定）
- 2日 ○ 災害援護資金貸付第2回目の申請受け付け
- 3日 ○ 災害復興公営住宅の建設着工（大物団地：～平成8年12月25日、友行西カイチ団地：～平成8年10月16日）
- 5日 ○ 尼崎こころのケアセンター開所
- 17日 ○ 兵庫県が「住宅地震災害共済保険制度」の試案を発表
- 18日 ○ 築地地区復興まちづくり案を市長に提出
- 20日 ○ 城内小学校のプレハブ校舎建設に着手
- 31日 ○ 災害復興公営住宅第1次一元募集が始まる（～11月15日）

11月

- 1日 ○ 武庫川災害本復旧工事始まる

12月

- 1日 ○ 被災市町村が自衛隊派遣を直接、要請できることを盛り込んだ災害対策基本法改正案が成立
- 5日 ○ 議会で第14回定例会が開かれる（～12月22日）
- 15日 ○ 1月17日を「防災とボランティアの日」にすることで閣議了解
- 22日 ○ 尼崎閘門災害復旧工事完了
- 25日 ○ 尼崎市防災支援隊が発足
- 27日 ○ 城内小学校のプレハブ校舎が完成

平成8年 1月

- 17日 ○ 尼崎市震災対策特別防災訓練・阪神地域広域防災訓練を実施

2月

- 6日 ○ 立花中学校の解体工事始まる
- 9日 ○ 城内小学校の解体工事始まる
- 19日 ○ 応急仮設住宅入居者実態調査（兵庫県主催）始まる（～2月29日）
- 20日 ○ 議会で第15回定例会が開かれる（～3月22日）

3月

1日	<ul style="list-style-type: none">○ 災害復興公営住宅（時友長ノ手団地3号棟）の建設着工（～平成9年8月24日）○ 小田南A・Hふれあいセンターオープン○ 猪名川ふれあいセンターオープン○ 潮江ふれあいセンターオープン○ 記念公園ふれあいセンターオープン○ 蓬川ふれあいセンターオープン○ 道意公園ふれあいセンターオープン
4日	<ul style="list-style-type: none">○ 市立尼崎高校の解体工事始まる
28日	<ul style="list-style-type: none">○ 防災会議が開かれ、尼崎市地域防災計画「地震災害対策編」を改訂
31日	<ul style="list-style-type: none">○ 平成7年度末現在、応急仮設住宅入居戸数50か所、2,074戸

地震災害総合相談窓口のご利用を

場所：市役所南館 1階市民ロビー

電話：☎ 4 1 3 - 0 0 0 0

時間：午前 9 時～午後 5 時15分

(状況によって延長します)

1月21日(土)、22日(日)も受け付けます

内容：①住宅に関すること

②生活物資・生活資金援助に関すること

③ごみに関すること

④道路に関すること

⑤水道に関すること

⑥電気、ガス、その他防災に関すること

なお、各支所でも生活物資・生活資金援助に関する相談や住宅、ごみ、道路、水道、電気、ガスなどの日常生活に係る情報提供や要望の受け付けをしています。

市報あまがさきは通常1月20日に発行していますが、地震対策に関する記事を掲載するため発行を25日にして、被災者への援助情報を掲載しています。

地震災害に関するお知らせ（1月21日午前8時現在）

- 1 被害の状況
- ① 火災 : 7 件
 - ② ガス漏れ : 481 件
 - ③ 家屋被害 : 824 件（全壊：145件 半壊：679）
 - ④ 避難人数 : 6998 人

- 2 通行禁止か所
(主なところ)
- ① 新幹線高架下 : 常松、食満
 - ② 藻川堤防 : 額田地区、初島地区
 - ③ 武庫川堤防 : 旧国道～阪神武庫川駅
 - ④ 戸の内 : モスリン橋
- 詳しくは土木局交通安全課へ
☎489-6502

- 3 ごみの収集
- JR以北 : 1月22日(日)燃えるごみ、大型ごみを一部収集します
- JR以南 : 月曜日から燃えるごみ、大型ごみを一部収集します

詳しくは環境事業部業務第1課へ
☎409-0055

- 4 断水地域 阪急神戸線以北で尼宝線以西の地域
- 詳しくは水道局サービス課へ

- | | | |
|------------------|--|------------------------|
| 給
水
場
所 | ① 武庫荘高校前 : 午前8時～午後9時 | ☎489-7440 |
| | ② 西昆陽三郎田団地 : 午前8時～午後9時 | |
| | ③ 武庫支所 : 終日 | ④ 西武庫公園 : 午前8時30分～午後9時 |
| | ⑤ 園田東会館 : 終日 | ⑥ 戸の内公園 : 終日 |
| | ⑦ 市営稲葉北団地前 : 終日 | ⑧ 立花支所 : 終日 |
| | ⑨ 園田地区会館北200メートルスエヒロ前 : 終日 | |
| | ⑩ 築地(築地本町5丁目) : 終日 | ⑪ 尾浜パレス南塚口前 : 終日 |
| | ⑫ 北城内福祉会館前 : 終日 | |
| | ◎ その他園田支所・大庄支所・小田支所・市役所・水道局庁舎・防災センターでも給水しています。 | |

- 5 市バス
- 詳しくは交通局計画推進担当へ
☎429-5721
- 休止 東海岸町線 53 : 阪神尼崎 → JR尼崎
- 臨時 西昆陽線 41 : 宮ノ北団地 → 罷茶屋(尼宝線経由) → 阪急武庫之荘
- う回 西部循環線特 17 (武庫営業所～阪神尼崎) : 尼宝線にう回
- 中浜線 80 81 83・浜田線 63 : 道意 → 道意6丁目 → 元浜にう回
- 折り返し 武庫之荘線 40 40-2 (武庫之荘～宮の北団地) : 武庫工業高校を折り返し
- 常吉武庫之荘線 40-3 : 武庫工業高校 → 阪急武庫之荘を折り返し
- 西部循環線特 16 (武庫営業所～阪神尼崎) : 武庫元町1丁目～阪神尼崎を折り返し

災害の復旧状況についてのお知らせ

1 ごみの収集について

ごみの収集については、地震のため遅れていますが、1月22日（日曜日）の午前8時から、収集車をこれまでより12台増車し、収集いたします。

収集するごみは、JR以北は大型ごみ、JR以南は燃えるごみと大型ごみ（一部の地域）の予定です。

2 ガスの復旧状況について

依然ガス漏れが続いているところがあります。現在大阪ガスが復旧に向けて努力しています。

ガスの供給されていない地域は、立花町、三反田町、尾浜町で約2,000戸、築地地区で約1,000戸、東本町（戸数不明）です。

3 鉄道・高速道路の復旧について

JR福知山線は、1月21日に全面開通しました。また、阪神高速湾岸線は、同日、尼崎末広ランプ～関西国際空港間（南行き）が開通しました。

水道の復旧状況についてのお知らせ

地震発生以来、現在もかなりの地域で断水が続いており、市民の皆さんに大変ご不自由をおかけしております。

尼崎市では、復旧に全力をあげておりますが、復旧工事が進むにしたがって水道管は予想を上回る大きな被害を受けていることが判明し、復旧までには地震発生当初の見込みをはるかに越える日時を要している現状であります。

こうした中で特に武庫北西部、園田北部、戸ノ内、築地等で約1万5千戸が今も断水状況にあり、また給水を開始している地域でも水圧の不足などにより、状況によっては、水の出方が不十分な地域もございます。

現在、引き続き復旧に向けて全力で取り組んでいるところでございますが、復旧までには、現段階で今後約1週間程度を要すると考えられます。

長期間にわたり、大変ご迷惑をおかけいたしておりますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

平成7年1月22日 尼崎市災害対策本部

お知らせ

1 仮設住宅・市営住宅等への入居受け付け

地震で住宅を滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方で、応急仮設住宅への入居を希望される方の入居者募集の受け付けを行います。

また、地震で住宅を滅失した被災者で、市営住宅等の空家住宅へ入居を希望される方について、同住宅への一時的な入居者募集の受け付けを行います。

受付期間：平成7年1月26（木）～1月31日（火）
（土・日曜日も受け付け）

受付時間：午前9時～午後8時

受付場所：市役所（本庁）南館地下1階ロビー

2 防水シートの販売

地震で被災された家屋の雨漏れ防止に必要なシートを販売しています。

- ・ 1月23日（月） 本庁と各支所及び尼崎中高年事業(株)
- ・ 1月24日（火）以降 尼崎中高年事業(株)

問い合わせ先 尼崎中高年事業(株) ☎ 4 2 9 - 6 2 8 5

3 余震の備え

余震が起きたとき、大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめて、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動してください。

狭い路地、塀ぎわに近寄らないようにしてください。また、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合がありますので、川べりに近寄らないようにしてください。

ラジオなどによる情報に絶えず注意し、デマにまどわされず的確に行動してください。

（平成7年1月23日 災害対策本部広報班）

お知らせ

り災証明書について

り災証明書は、災害によって被害を受けたことを証明し、災害援護資金の貸し付けや下水道使用料の減免など被災者を救済する制度の一部に必要なものです。応急仮設住宅や市営住宅などへの入居の申し込み時は不要で、入居が決定した時に同証明書を提出していただくことになります。申請は市役所市民生活課☎489-6392か各支所市民生活課へ。

中小企業災害対策特別相談窓口の開設について

融資相談を中心に、中小企業者の事業再建に向けた各種相談に応じます。

○受付場所・電話 中小企業センター（昭和通2丁目6-68）
（専用）☎481-0334・0477

○受付時間など 午前9時～午後5時
当分の間は土・日曜日も開きます。

建物の危険度調査を実施します

住まいの安全性を知っていただくため、1月25日（水）～28日（土）、地震で被害を受けた建物の危険度を調査し、安全、要注意、危険の三段階に分け、それぞれ青、黄、赤のカードを建物の入口に張ります。マンションなどの共同住宅は市内すべての建物を、一戸建て住宅については申し込みがあったもののみ調査します。

お問い合わせ・申し込み

○共同住宅 市役所建築指導課☎489-6647

○一戸建て（JR以南） 原田建築設計事務所☎413-0248

丸善設計☎482-3210

（JR以北） 松岡建築設計事務所☎422-7698

みかた建築事務所☎428-0101

（平成7年1月24日 災害対策本部広報班）

災害対策本部からのお知らせ

1 被害状況（平成7年1月22日現在）

- 人的被害 死亡26人
- 家屋 全壊 238件
半壊 858件
- 火災 7件（内大きな火災2件：稲葉荘、立花町3丁目）
- ガス 489件（消防局への通報件数。立花町、三反田町、尾浜町の2,000世帯、築地地区の1,000世帯等では現在供給バルブ閉鎖中）
- 水道 水道管の破裂156件、宅地内配水管の破裂1,748件（順次補修作業を進めているが、現在も西昆陽、常吉、武庫之荘6～9丁目で15,000戸が断水中）
- ごみ 1月22日から収集車を12台増車して収集中
- 道路 道路陥没等被害報告42件（通行禁止道路：杭瀬初島線、モスリン橋、新幹線側道常松周辺等8か所）
- 避難 計8,629人（小・中・高等学校55校6,218人、防災センター 南部230人・北部250人、各地区会館・福祉会館等1,563人、各総合センター163人、その他205人）

2 地震災害総合相談窓口

場所 市役所（本庁）南館1階市民ロビー 電話 413-0000

時間 午前9時～午後5時15分

内容 住宅に関すること。生活物資・生活資金援助に関すること。ごみに関すること。道路に関すること。水道に関すること。電気、ガス、その他防災に関すること。なお、各支所でも相談に応じます。

3 応急仮設住宅・市営住宅等への入居受け付け

地震で住宅を滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方で、応急仮設住宅への入居を希望される方の入居者募集の受け付けを行います。

また、地震で住宅を滅失した被災者で、市営住宅等の空家住宅へ入居を希望される方について、同住宅への一時的な入居者募集の受付を行います。

受付期間：平成7年1月26（木）～1月31日（火） 土・日曜日も受け付けます。

受付時間：午前9時～午後8時

受付場所：市役所（本庁）南館地下1階ロビー

4 防水シートの販売

地震で被災された家屋の雨漏れ防止に必要なシートを販売しています。

- 1月23日（月）——— 本庁と各支所及び尼崎中高年事業(株)

- 1月24日（火）以降 —— 尼崎中高年事業(株)

問い合わせ 尼崎中高年事業(株) ☎ 429-6285

5 余震の備え

余震が起きたとき、大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめて、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動してください。

狭い路地、塀ぎわに近寄らないようにしてください。また、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合がありますので、川べりに近寄らないようにしてください。

ラジオなどによる情報に絶えず注意し、デマにまどわされず的確に行動してください。

（災害対策本部広報班）

お知らせ

被災者用住宅の申し込み

- 1 入居を先着順で決めることは絶対にありません。
申し込みに来られる方をお願いします。
受け付けの「初日及び2日目」は特に混雑し、お待ちいただく時間が長時間になりますので、下記期間中に、順次きていただくようお願いします。
なお、申し込みの受け付けは、1月26日（木）から1月31日（火）まで毎日午前9時から午後8時まで市役所南館地下1階ロビーでおこないます。
- 2 申し込みには、「住民票（世帯全員）」あるいは「外国人登録済証明書」が必要です。「り災証明書」は、入居が決定してから提出していただきますので申し込み時には不要です。
- 3 申し込みは「応急仮設住宅」か「市営住宅等」のいずれか一方にかぎります。
なお、いずれの住宅も入居期間が限定されており定住する住宅ではありません。

※ 被災者用住宅の戸数を増設する予定にしています。

建物の危険度調査のお知らせの追加

1月24日にお知らせしました「建物の危険度調査」のお知らせのなか「地震で被害を受けた建物の危険度を調査し、安全、要注意、危険の三段階に分け、それぞれ青、黄、赤のカードを建物の入口に張ります」としてありますが、カードを張るのはマンションなどの共同住宅だけとなっています。一戸建て住宅については、下記事務所を紹介し、危険度の判定を口頭で下記事務所が説明します。

お問い合わせ

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| ・共同住宅 | 市役所建築指導課 | ☎489-6647 |
| | | ☎481-0479 |
| ・一戸建て（JR以南） | 原田建築設計事務所 | ☎413-0248 |
| | 丸善設計 | ☎482-3210 |
| （JR以北） | 松岡建築設計事務所 | ☎422-7698 |
| | みかた建築事務所 | ☎428-0101 |

（平成7年1月24日 災害対策本部広報班）

▷▷▷地震災害対策に関する
尼崎市からのお知らせ◁◁◁

市税の納付等の期限を延長

尼崎市市税条例に基づき1月17日以降に到来する市税の納付、申告等の期限を平成7年3月31日まで延長します。

市民税	個人	納期	普通徴収 第4期分 (平成7年1月31日) 特別徴収 平成7年1月分 (平成7年2月10日) 特別徴収 平成7年2月分 (平成7年3月10日)
		申告	市・県民税(普通徴収)の申告期限 (平成7年3月15日) 市・県民税(特別徴収)に係る給与支払報告書の提出期限 (平成7年1月31日)
	法人	申告納付	平成7年1月17日以降に申告期限が到来するもの (例) 11月決算法人 (平成7年1月31日) 12月決算法人 (平成7年2月28日)
固定資産税	納期	固定資産税・都市計画税 第4期分 (平成7年2月28日)	
都市計画税	申告	固定資産税(償却資産)の申告期限 (平成7年1月31日)	

※詳しくは、次の窓口へお問い合わせください。

個人市民税(普通徴収)……………市民税第1課 ☎ 4 8 9 - 6 2 4 6
 個人市民税(特別徴収)……………市民税第2課特別徴収 ☎ 4 8 9 - 6 2 5 8
 法人市民税……………市民税第2課法人市民税 ☎ 4 8 9 - 6 2 5 6
 固定資産税・都市計画税……………資産税課 ☎ 4 8 9 - 6 2 6 2
 固定資産税(償却資産)……………資産税課第4係 ☎ 4 8 9 - 6 2 6 7
 その他の問い合わせ……………税制課 ☎ 4 8 9 - 6 2 4 2

倒壊家屋の廃材の運搬について

家屋の倒壊に伴うがれき等の廃材は、市内平左衛門町地先(武庫川ファミリーパーク)に一時保管場所を設置しましたのでご利用下さい。

なお、搬入の際には、り災場所、氏名等をご記入下さい。搬入経費は家屋所有者の負担ですが、最終処分は市の負担で行います。

※詳しくは、地震災害総合相談窓口 ☎ 4 1 3 - 0 0 0 0 へ

(平成7年1月25日 災害対策本部広報班)

▷▷▷地震災害対策に関する
尼崎市からのお知らせ◁◁◁

ボランティア利用の案内

市内、市外の方々から、次のような善意のボランティアの申し出があります。

- 子ども・高齢者の受け入れ
- 住居の受け入れ
- 女性の方の洗髪（美容室）
- クリーニングの利用ーなど

ボランティアの活用・利用を希望される場合は、市役所ボランティア受付係☎489-6660へ。

臨時法律相談

震災による借地・借家等の法律相談に応じます。

- 1 日 時
1月30日（月）・31日（火） 午前10時～午後4時
2月中の月曜・水曜・金曜日 午後1時～午後4時
- 2 受け付け方法
当日午前9時から先着順（電話予約・直接来庁も可）
- 3 申し込みと相談場所
市役所中館1階 市民相談課☎489-6400

市バスの運行に支障

市内各所における交通渋滞のため、市バス運行に支障をきたしており、大幅に遅れることがあります。

市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承願います。

お知らせ

生活福祉資金の特別貸付制度

1 対象

市内在住者で、今回の地震で世帯員の死亡や負傷により就業が困難なため生活に困窮している世帯か、住居の全壊・半壊により生活に困窮している世帯で、緊急に必要な資金の融資を他から受けることが困難である世帯。

2 貸付金額・利子等

限度額：10万円（但し、住居が全壊し、世帯員が死亡した場合は20万円）

据置期間：1年以内（無利子）

償還期間：4年以内（年3%）

3 受付開始日

平成7年1月30日から

4 受付場所

尼崎市社会福祉協議会（東難波町4丁目16-2 尼崎市社会福祉センター内 ☎489-3550）

※申し込み用紙及び問い合わせは尼崎市社会福祉協議会か、各支所内の同協議会支部へ。

城内地区出張所・城内児童館閉鎖

地震被害により、城内地区出張所、城内児童館（いずれも北城内48番地）の両施設を平成7年1月27日から閉鎖しています。

悪徳商法等にご注意

地震災害に乗じて、悪徳商法・詐欺・空き巣が横行していますのでご注意ください。

火の元にご注意

空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状況となってきました。火の取り扱いには、十分ご注意ください。

（平成7年1月27日災害対策本部広報班）

災害対策本部からのお知らせ

臨時法律相談

震災による借地・借家等の法律相談に応じます。2月中の相談は前回（26日）お知らせしたときから相談日が増えています。ご利用ください。

- 1 日時
1月30日（月）・31日（火） 午前10時～午後4時
2月中の月曜日～金曜日 午後1時～午後4時
- 2 受け付け方法
当日午前9時から先着順（電話予約・直接来庁も可）
- 3 申し込みと相談場所
市役所中館1階 市民相談課 ☎489-6400

弁護士の法律講座

震災による借地・借家等の法律講座を開きます。いずれも当日会場で先着順に受け付けます。詳しくは市民相談課 ☎489-6400

- 日時 1月31日（火） 午後2時～3時30分
場 所 中央公民館 小ホール 定 員 100人
- 日時 2月 7日（火） 午後2時～3時30分
場 所 武庫公民館 ホール 定 員 150人

各種減免申請窓口を設置

震災による家屋の全半壊など、一定以上の被害を受けた市民の皆様に適用される、各種の減免申請を受け付ける窓口を当分の間、設置します。

- 1 受付開始日：平成7年1月30日から（毎週月曜日～金曜日）
- 2 受付時間：午前9時～午後5時15分
- 3 受付対象と問い合わせ先
個人市民税：市民税第1課 ☎489-6247 第2課 ☎489-6258
固定資産税：資産税課 ☎489-6261
保 育 料：中央福祉事務所 ☎489-6364
国民健康保険料：国民健康保険課 ☎489-6423
下水道使用料：下水道局業務課 ☎489-6555
- 4 受付場所：市役所（南館2階）および各支所
- 5 必要書類：り災証明書の写し 1通
ただし、市税以外に国民健康保険料の減免申請をされる方は、国民健康保険証をご持参ください。

（平成7年1月28日災害対策本部広報班）

災害対策本部からのお知らせ

被害状況（平成7年1月29日午前8時現在）

- ・家屋 全壊 603件
半壊 3,966件
- ・火災 7件（内大きな火災2件：立花町3丁目、稲葉元町）
- ・ガス 505件（消防局への通報件数。築地、東本町の約1,400世帯等では現在供給バルブ閉鎖中）
- ・水道 水道管の破裂858件、宅地内配水管の破裂5,244件（順次補修作業を進めており、現在、武庫地区北西部で約5,000戸が断水中）
- ・ごみ 可燃ごみなどは2月1日から平常どおり収集、大型ごみは2月4日をめどに、全市域を収集します。
- ・道路 道路陥没等被害報告42件（通行禁止道路：杭瀬初島線、モスリン橋、新幹線側道常松周辺等11か所）
- ・避難 計5,784人（小・中学校53校 4,251人、防災センター 187人、各地区会館・福祉会館等 1,140人、各総合センター48人、その他 158人）

老人福祉センターが再開

閉鎖されていた下記の老人福祉センターを再開します。開館時間は、いずれも午前9時～午後5時15分です。

- ・1月29日から再開

福喜園（南武庫之荘1丁目7-20 ☎436-6230）

- ・1月30日から再開

鶴の巣園（東園田町6丁目91-2 ☎491-1085）

和楽園（東大物町1丁目1-3 ☎488-2485）

※一部ご不便をおかけする場合がありますが、ご了承ください。なお、稲葉荘2丁目の千代木園は現在のところ閉鎖しております。

（平成7年1月29日災害対策本部広報班 NO13）

地震災害による倒壊家屋等の処理について

平成7年1月30日

地震災害による倒壊家屋等の処理について、次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

- 1 今回の措置対象となるものは、継続して使用することが困難な家屋等で、①個人住宅、②木造賃貸住宅及び民間マンション〔分譲、賃貸（中小事業者のものに限る）〕、③事務所・事業場等（中小事業者のものに限る）です。
- 2 倒壊家屋等の処理は、原則として市が行い、家財等を含めて全て「災害廃棄物」として取り扱います。
- 3 処理は申込によりあらかじめ現場調査等を行ったうえ実施します。
- 4 処理を必要とする量が多数になるため、公共性、緊急性の高いものから処理しますので全体としては相当長期間を要します。
- 5 早期に処理を希望される場合は、自己の管理で実施して下さい。なお、この場合、災害廃棄物を武庫川ファミリーパーク（平左衛門地先）まで搬出していただきましたら、その後の処理は市が行います。
- 6 申込受付期間
平成7年1月30日（月）から平成7年2月末まで（毎日）
- 7 受付時間
午前9時から午後5時15分まで
- 8 申込場所
市役所南館1階市民ロビー 「地震災害総合相談窓口」
「倒壊家屋相談窓口」
- 9 申込時に持参するもの
家屋等の所有者の印鑑
- 10 問い合わせ電話番号 06（413）4422
06（413）4424

（尼崎市災害対策本部）

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

倒壊家屋及び危険家屋の処理

1 対象

個人住宅・民間マンション（分譲、中小事業者による賃貸）・中小事業者の事業所

2 家屋の整理・除去

(1) 倒壊のおそれのある家屋等の解体、倒壊・焼失家屋の整理・除去は、家財等を含めて全て災害廃棄物として、原則として市が行います。ただし、倒壊のおそれのある事業所のうち大企業にかかるものは事業者の責任で処理して下さい。

(2) 処理量が多く、相当期間を要しますが、公共性、緊急性の高いもので、かつ、権利者の同意のとれたものから処理を行っていきます。

(3) 整理・除去には相当の期間がかかるため、その間に危険性がなければ、貴重品等の搬出は自力で行ってください。

(4) 早期に解体・撤去を希望する場合は、自己の管理で実施して下さい。なお、搬入先は、武庫川ファミリーパークです。

3 すでに処理を行った人や契約済の人、今後自分で処理する人に対する取り扱いについては、決まりしだいお知らせします。

4 受付期間

平成7年1月30日～平成7年2月末

5 受付時間

午前9時～午後5時15分

6 申込場所

市役所南館1階ロビー 倒壊家屋相談窓口 ☎413-4422、☎413-4424

弁護士地震110番

地震被害による法律問題などについて下記の弁護士会が電話110番を開設しています。

○大阪弁護士会（2月10日まで、日曜日を除く） ☎06-365-9939

受付時間：午前10時～正午と午後1時～午後5時

○神戸弁護士会（当分の間、土曜・日曜日も実施） ☎078-362-5158

受付時間：午前10時～午後5時

○京都弁護士会（2月10日まで、日曜日を除く） ☎075-241-9752

受付時間：午前10時～午後5時

（平成7年1月30日尼崎市災害対策本部広報班 NO14）

開店しているコインランドリー一覧

平成7年1月29日現在

名 称	所 在 地	T E L	営業時間	洗濯機	乾燥機
コインランドリー	西難波町6丁目26	417-7111	8:00~22:00	8台	7台
コインランドリー青空	西難波町1丁目17-13	419-1773	6:00~23:00	6台	3台
コインランドリー山下	東難波町4丁目2-30	401-9629	7:00~23:00	3台	5台
コインランドリー大栄	東難波町5丁目7-1	487-0423	8:00~22:30	8台	4台
コインランドリーさんわ	神田南通1丁目24-6	411-4306	7:00~23:00	7台	3台
ランドリー琴浦	昭和通1丁目16-19	481-6091	7:00~22:00	6台	4台
コインランドリー	東桜木町 36	411-8125	8:00~23:00	5台	2台
エブリコインランドリー	潮江2丁目28-1	————	————	4台	4台
タカヤス	神崎町41-34	499-3059	————	1台	1台
吉村	杭瀬北新町3丁目4-29	472-1824	————	6台	4台
大庄コインランドリー	大庄西町2丁目23-2	416-2554	————	8台	3台
(大庄新温泉に併設)					
稲葉コインランドリー	稲葉荘4丁目3-26	————	————	7台	3台
コインランドリー共栄	稲葉元町3丁目3-6	————	————	5台	3台
(共栄温泉に併設)					
ミスターシャボン武庫川店	武庫川町2丁目17	419-1739	————	7台	3台
コインランドリーホワイト	武庫川町3丁目66	418-3456	————	7台	3台
ホウライランドリー	道意町2丁目21-2	411-0567	————	5台	4台
宮嶋温泉(宮嶋温泉に併設)	元浜町1丁目67	418-9063	————	6台	2台
コインランドリーシセイ	浜田町5丁目43-10	418-2969	————	2台	3台
アルファールコインランドリー	塚口本町1丁目13-38	422-5495	24時間	3台	2台
刈分店					
コインランドリー サン	立花町1丁目14-20	429-0237	7:30~23:00	5台	4台
A B Cコインランドリー	立花町2丁目11-32	422-3086	9:00~22:00	8台	5台
アルファールコインランドリー	立花町2丁目14-6	437-1650	7:00~22:00	3台	3台
立花店					
アルファールコインランドリー	塚口町1丁目14-16	499-2098	7:00~22:00	3台	4台
塚口店					
コインランドリーオリーブ	富松町1丁目11-24	428-2124	————	5台	3台
アルファールコインランドリー	武庫之荘1丁目22-13	437-1650	7:00~22:00	3台	3台
武庫之荘店					
アルファールグレイスマンション1番館	南武庫之荘3丁目5-14	428-2124	8:00~23:00	5台	4台
愛ハイツロッキーランドリー	南塚口町1丁目3-14	427-6154	7:00~23:00	10台	4台
南塚口アルファールコインランドリー	南塚口町1丁目5-12-26	428-2124	8:00~11:00	5台	4台
南塚口アルファールコインランドリー	南塚口町3丁目12-26	428-2124	8:00~23:00	4台	4台
七福コインランドリー	南塚口町3丁目14-19	429-2061	1月31日頃より開店予定	7台	3台
福寿温泉	東園田町5丁目60-3	491-3232	7:00~23:00	6台	2台
えびすコインランドリー	東園田町8丁目48-26	491-3858	8:00~17:00	7台	5台
コインランドリースター	食満7丁目29-41	421-1805	————	————	————
コインランドリー上坂部	上坂部3丁目2-7	492-3717	7:00~22:00	3台	3台

お風呂について

お風呂屋さんについては、市内の80%位開店しています。但し水圧の関係で平常通りの営業ができない施設もあります。お問い合わせは環境衛生課(電話489-6318)へ。

(平成7年1月30日尼崎市災害対策本部広報班 NO15)

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

戸建て住宅の応急危険度調査申し込みの期限延長

戸建て住宅（個人住宅）の応急危険度調査は、市民からの調査申し込みによって実施しています。

順次調査を行っておりますが、現在まで相当数の申し込みがあり、申し込みの受け付けを2月3日（金）まで延長いたします。これ以降は受け付けいたしませんのでご了承ください。

申し込み、問い合わせは市役所建築指導課 ☎489-6647・☎481-0479

共同住宅等の応急危険度調査

共同住宅・長屋住宅については、全市域にわたり順調に進んでおり、2月3日（金）で調査を終了する予定です。

調査した共同住宅には危険（赤色）、要注意（黄色）、調査済（緑色）の3段階に分け貼り紙を貼っています。

この応急危険度判定は、法令に基づくものではなく、建設省が全国の自治体の協力を得て実施しているものであり、余震等による被災建築物の倒壊や落下物から人命を守り、居住者等に二次災害からの危険を回避してもらおうとするものです。従って、家屋の建て替えや補修等については、この判定結果を参考に所有者や居住者の責任で判断していただくこととなります。

また、この判定結果は、家主と借家人の契約等法律関係に影響を及ぼすものではなく、あくまでも居住者等に被災建物の使用上の注意を促すもので、借家の解体、建て替えや補修等については、家主や借家人同士で十分話し合ってください。

問い合わせは市役所建築指導課 ☎489-6647・☎481-0479

倒壊家屋及び危険家屋の処理

1月30日にお知らせしました、倒壊家屋及び危険家屋の処理について、すでに業者に依頼して処分された方、また、これからされる方にも一定基準での措置を調整中ですので、領収書等関係書類は保管しておくようお願いいたします。

申し込み、問い合わせは倒壊家屋相談窓口 ☎413-4422・☎413-4424

震災被災者ペット相談

震災で被災された方のペット動物について次のような相談をお受けします。

・動物に与えるエサがない・避難所で飼育ができない・飼っている動物が負傷した・放浪している動物を保護してほしいなど

問い合わせ ・武庫之荘愛犬病院 ☎436-4543

・動物福祉協会 佐藤相談員 ☎422-5598

・市内開業獣医師でも受け付けます。

（平成7年1月31日災害対策本部広報班 NO16）

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

城内地区出張所を仮設により再開

地震災害により、閉鎖していました城内地区出張所を、2月2日（木）から仮設により再開いたします。

なお、取り扱えない業務が一部ありますのでご注意ください。

設置場所

地域研究史料館分室

北城内47-2

☎481-0979

電話はいままでと同じです。



仮設の城内地区出張所

水道の復旧状況の報告

地震の発生に伴い配水管などが破損したことで、地震直後においては市内全域で断水状態となり、その後も市内の一部で断水が続いておりましたが、市内業者及び他都市などの支援を受ける中、断水地域の解消に努めてきた結果、1月31日現在市内全域の配水管に水道水が行き渡るようになりました。

しかしながら、配水管などの破損に伴う漏水がまだ完全に修復できておらず、水圧が平常時より低下しているため、中高層住宅においては受水槽への給水が困難な場所や給水管などの設備状況によっては水の出が悪いところがあります。

今後とも1日も早い完全復旧を目指し全力で配水管の整備を進めてまいります中で、市民の皆様には何かとご不便をおかけすることと思っておりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(平成7年2月1日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 17)

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

応急仮設住宅・市営住宅等の入居者選考について

応急仮設住宅

申し込み資格を有している人全員に入居順位を付けたものを発表します。入居順位は障害者、高齢者、母子世帯など社会的に弱い立場にある人を優先します。

○入居者順位の発表

市営住宅等の抽選終了後市役所で、2月8日から各支所・各避難所で掲示します。
(1週間ほど)

○入居時期

2月13日から建物の完成に合わせて順次入居予定です。

市営住宅等

申し込み資格を有している人について公開抽選します。

市営住宅・兵庫県営住宅・大阪府営住宅・大阪市営住宅・公団住宅及び雇用促進住宅の住宅区分ごとに抽選を行います。

○抽選会

(1)日 時 平成7年2月7日(火)
午後1時から

(2)場 所 中央公民館 大ホール(西難波町6丁目14-34)

○入居者の発表

抽選会終了後市役所で、2月8日から各支所、各避難所で掲示します。(1週間ほど)

○入居時期

2月13日から順次入居予定です。

福 祉 相 談

高齢者・障害者・児童・生活困窮などの福祉に関する相談を住所地の福祉事務所で行っていきます。時間は月～金曜日午前9時～午後5時15分。

中央福祉事務所 ☎489-6363

小田福祉事務所 ☎488-5445

大庄福祉事務所 ☎419-2941

立花福祉事務所 ☎427-7778

武庫福祉事務所 ☎432-5400

園田福祉事務所 ☎492-1182

盗 難 に 注 意 !

現金や貴重品の盗難にご注意ください。

○盗難に遭わないようお互い注意しあう

○常に身につけておく

○必要以外に現金はなるべく手元に置かない

などに気をつけてください。何かあれば各警察署か尼崎防犯協会へ連絡してください。

(平成7年2月2日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 18)

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

ホームステイ希望者（ひとり暮らし高齢者）を募集

震災の被害を受けたひとり暮らし高齢者で、ホームステイを希望される方を募集します。

対 象 者：市内に居住し、住居が滅失等となったひとり暮らし高齢者

募 集 人 数：若干名

受 入 期 間：概ね7日以上で受入家庭の都合によります。

選 考 方 法：面接により、ホームステイ家庭を斡旋します。

入 居 月 日：平成7年2月中旬

募 集 期 間：平成7年2月8日（水）～2月10日（金）

受 付 窓 口：市役所老人福祉課 ☎ 4 8 9 - 6 3 5 6

運転免許証

・更新手続きについて

地震災害で運転免許証の更新ができなかった人や、コンピュータ故障などで更新受付ができなかった人は有効期限が切れても、その期限を約5週間をめぐりに延長します。

詳しくは、最寄りの警察署か兵庫県警運転免許課 ☎ 0 7 8 - 9 1 2 - 1 6 2 8 へ。

・再交付について

地震災害により運転免許証を無くされた方を対象に、阪神運転免許更新センターで、即日交付しています。期間は2月16日までで無料です。受け付け時間は午前9時～午後3時。

詳しくは、阪神運転免許更新センター（JR伊丹駅北側 ☎ 0 7 2 7 - 8 3 - 0 1 1 0）へ。

家電製品110番

神戸生活科学センターでは、被災された方々の、電気製品に対する点検や修理などのお問い合わせの相談に応じています。

電話番号：☎ 0 7 8 - 3 6 2 - 5 1 8 2

☎ 0 7 8 - 3 6 2 - 5 2 7 3

受付期間：平成7年2月末まで（予定）

受付時間：午前9時～午後5時（日・祝日休み）

（平成7年2月7日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 19）

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

水道料金・下水道料金の取扱い

震災被害に伴い、水道料金・下水道料金の取扱いを次のとおりにさせていただきます。

1 断水期間中に係る水道・下水道の基本料金の減免

対 象 者：全水道・下水道使用者

減 免 方 法：平成6年度6期の各料金から、一律1カ月分の基本料金を免除する。

2 漏水水量等に係る従量料金の減免

対 象 者：宅地内と屋内の給水管等の破損により漏水が生じた水道・下水道使用者

減 免 内 容：今回の計量水量が前期か昨年同期のいずれか少ない方の水量を超える分を漏水した水量と認定し、その水量に係る従量料金を減額する。

3 応急修繕に係る工事費の無料化

対 象：水道局が行った応急修繕工事の内、最低限の給水を確保するために必要であった緊急的な修繕で、立水栓の仮設置かバルブ止めまたはキャップ止めに限る。

減 免 方 法：修繕料の請求に当たっては、応急修繕に係る工事費は除外し請求します。

※なお、いずれの場合も申請等の手続きは不要です。

詳しくは、水道：水道局サービス課 ☎ 4 8 9 - 7 4 4 0

下水道：下水道局業務課 ☎ 4 8 9 - 6 5 5 5

生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付制度）を終了します

災害対策本部からのお知らせビラや市報あまがさきでお知らせした生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付制度）の受け付けを平成7年2月9日で終了します。

今回の震災で、住居等の全壊や半壊等により生活に困窮している世帯に対し、貸し付けを行うことを目的として実施してきましたこの制度は、兵庫県・兵庫県社会福祉協議会からの通達により終了することとなりました。

問い合わせ：尼崎市社会福祉協議会（東難波町4丁目16-21 尼崎市社会福祉センター内）

☎ 4 8 9 - 3 5 5 0

（平成7年2月8日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 20）

兵庫県災害援護金の交付について お知らせ

日本赤十字社を窓口として配分される義援金交付対象者には、兵庫県災害援護金も併せて交付されますが、重傷者についてのみご家族が所定の用紙にご記入のうえ申請して下さい。

用紙交付期間は、平成7年2月10日から2月20日まで

申請期間は、平成7年2月13日から2月20日まで

(いずれも、午前9時から午後5時までとします。)

(1) 兵庫県災害援護金の額

被災状況	災害援護金	交付先
住家(全壊・全焼)	1世帯 10万円	世帯主
住家(半壊・半焼)	1世帯 5万円	世帯主
重傷者	1人 1万円	本人

◎重傷の被災者とは、災害によって1箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた者をいう。

(2) 用紙交付・受け付け・問い合わせ先

- ・本庁地区(市役所福祉課) ☎489-6348
- ・小田地区(小田支所内・市民生活課) ☎488-5441
- ・大庄地区(大庄支所内・市民生活課) ☎419-8221
- ・立花地区(立花支所内・市民生活課) ☎427-7770
- ・武庫地区(武庫支所内・市民生活課) ☎431-7884
- ・園田地区(園田支所内・市民生活課) ☎491-2361

(受付場所)

- 地下1階ロビー
- 小田公民館
- 大庄公民館
- ~~立花支所~~ 北保健所
- 武庫支所
- 園田公民館

(受付場所は各地区とも変更することがあります)

(平成7年2月9日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 21)

災害義援金の交付について お知らせ

この度の思いもかけない大地震による多くの被災者の皆様方に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、下記の配分基準により、義援金が交付されることになりましたので、該当者は下記の場所にて所定の用紙にご記入のうえ申請して下さい。

なお、義援金の交付につきましては、被害認定統一基準にもとづく確認のうえ決定することになりますが、この確認作業に日時を要しますので、交付時期につきましては、数日後になりますことをご了承願います。

用紙交付期間は、平成7年2月10日から2月20日まで

申請期間は、平成7年2月13日から2月20日まで

（いずれも、午前9時から午後5時までとします。）

記

(1) 配分基準

被災状況	義援金	交付先
死亡者・行方不明者	1人 10万円	遺族
住家（全壊・全焼）	1世帯 10万円	世帯主
住家（半壊・半焼）	1世帯 10万円	世帯主

〔被害認定統一基準〕

◎全壊（全焼）：住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。

◎半壊（半焼）：住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。

(2) 用紙交付・受け付け・問い合わせ先

日本赤十字社兵庫県支部尼崎市地区

- ・本庁分区（市役所福祉課） ☎489-6348
- ・小田分区（小田支所内・市民生活課） ☎488-5441
- ・大庄分区（大庄支所内・市民生活課） ☎419-8221
- ・立花分区（立花支所内・市民生活課） ☎427-7770
- ・武庫分区（武庫支所内・市民生活課） ☎431-7884
- ・園田分区（園田支所内・市民生活課） ☎491-2361

（受付場所は各地区とも変更することがあります）

（受付場所）

- 地下1階ロビー
- 小田公民館
- ~~大庄地区会館~~ 大庄公民館
- ~~立花支所~~ 北保健所
- 武庫支所
- 園田公民館

平成7年2月9日

日本赤十字社兵庫県支部

尼崎市地区長 宮田 良雄
尼崎市地区委員会委員長 橋本 一

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

弁護士による法律講座

震災に関連した借地・借家等の法律問題についての講座を次のとおり開催します。

- ① 2月16日(木) 会場：大庄公民館 ② 2月20日(月) 会場：立花公民館
③ 2月21日(火) 会場：園田公民館 ④ 2月28日(火) 会場：小田公民館

いずれも時間は午後2時～午後3時30分で定員100人。当日会場で受け付けます。

尼崎高原ロッジの利用

地震により被災した方を対象に、勤労者の保養施設「尼崎高原ロッジ」の一部を提供します。

期 間：2月17日(金)～3月24日(金)

ただし、3月4日(土)・11日(土)は除きます。

利用内容：1世帯当たり2泊までの宿泊。1日当たり5室用意しています。

利用料金：客室の宿泊料は無料。宿泊以外の飲食代、諸税等は負担していただきます。

申し込み：先着順、利用日の2日前までの午前7時～午後9時に電話で。

電話番号：482-1478(転送電話)か0727-68-0331

※チェックイン時に「り災証明書」(写し可)を提示してください。

市報あまがさき2月20日号は25日に発行

震災関係の情報をお届けするため、現在市報あまがさきは特別の編集体制をとっています。そのため、2月20日号は25日の発行となります。

全県民による犠牲者への黙とうについて

1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震から間もなく1カ月を迎えます。

この震災で犠牲になられた皆様のご冥福を祈るため、2月17日、正午のチャイムを合図に1分間の「全県民による犠牲者への黙とう」を行いますので、ご協力をお願いいたします。

(平成7年2月15日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 22)

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

兵庫県南部地震尼崎市犠牲者合同慰霊祭

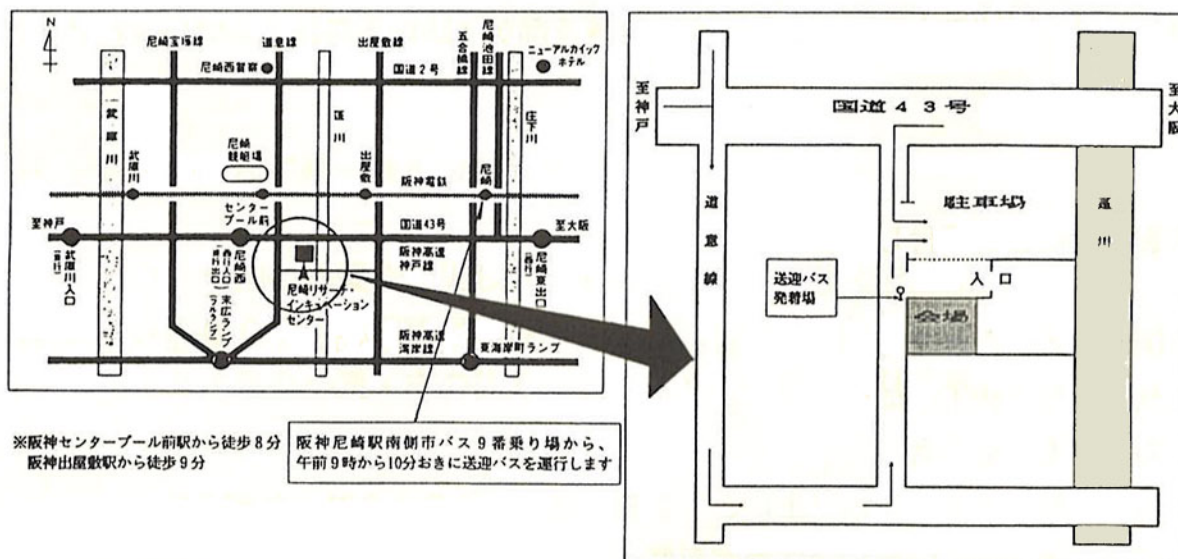
今回の地震で犠牲となられた方のごめい福を遺族の皆様と市民の皆さんがお祈りするとともに、復興に向けて取り組む決意を新たにするため下記のとおり兵庫県南部地震尼崎市犠牲者合同慰霊祭を開きます。慰霊の対象は同地震で亡くなられた市民と市内で亡くなられた方です。

広く市民の皆さんのご参列をお待ちしています。慰霊祭では、参列者全員に献花していただきます。なお、着席できない場合はご容赦ください。

日時：平成7年3月5日（日） 午前10時～正午

場所：尼崎リサーチ・インキュベーションセンター ☎06-415-2500

（道意町7丁目1-3・下地図参照）



詳しくは市役所秘書課☎489-6008へ。

（平成7年2月28日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 23）

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

危険物取扱者等の資格証を再発行します

今回の震災で資格証をなくされた方は、次のとおり再交付します。

- 1 再交付する資格証
 - (1) 危険物取扱者免状
 - (2) 消防設備士免状
 - (3) 防火管理者資格証
- 2 申請先
 - (1) 危険物取扱者免状および消防設備士免状
財団法人 消防試験センター兵庫支部 ☎ 078-361-6610
 - (2) 防火管理者資格証
尼崎市消防局予防課 ☎ 06-481-0119
- 3 再交付手数料は減免されます。り災証明書を持参してください。
詳しくは、財団法人消防試験センター兵庫支部か消防局予防課へお問い合わせください。

災害援護物資を配付します

全国から寄せられた災害援護物資を、ボランティアの協力を得て、震災により衣類等を無くされた被災者に配付します。

対 象：被災者

日 時：3月11日（土）と12日（日） 午前10時～午後3時

場 所：記念公園総合体育館前庭

（西長洲町1丁目4-1）

配付物資：中古衣料、食器など

当日直接会場へ。詳しくは市役所老人福祉課 ☎ 489-6356へ。

（平成7年3月10日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 24）

尼崎市災害対策本部からのお知らせ

義援金・援護金の申請を終了します

義援金・県災害援護金の申請は、2月20日で締め切っていた後も市外へ避難していた人など特別な事情のある人のために申請を受け付けてきましたが、この申請の受け付けすべてを4月28日で終了します。

住家の全・半壊の被害を受けた人か1カ月以上医師の治療を要する負傷を受けた人で、特別な事情のためこれまで申請できなかった人は、必ず4月28日までに住所地の福祉事務所（小田・園田地区は支所の市民生活課）へ申請してください。

問い合わせ先

中央福祉事務所	☎489-6364
小田支所市民生活課	☎488-5441
大庄福祉事務所	☎419-2941
立花福祉事務所	☎427-7778
武庫福祉事務所	☎432-5400
園田支所市民生活課	☎491-2361

県総合住宅相談所尼崎分室を設置します

兵庫県では、今回の地震で被災し、住宅の修理や建て替えでお悩みの人に、4月24日から「兵庫県総合住宅相談所尼崎分室」を設置します。相談窓口では、大工・工務店など施工業者の紹介や県・市の住宅に関する施策の紹介、住宅情報の提供などをします。

1 日 時

4月24日から1年間の毎週月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前10時～午後5時。

2 場 所

市役所北館5階5-1会議室

詳しくは、同相談所尼崎分室☎489-6721へ。

（平成7年4月20日 尼崎市災害対策本部広報班 NO. 25）

住 宅 情 報

3月2日号

尼崎災害対策本部

◇ 応急仮設住宅の建設状況

現在、以下の20箇所、1,460戸の応急仮設住宅の建設に取り組んでいます。このうち、小田南公園の250戸は既に完成し、入居が始まっています。近く、東園田球場・庭球場の200戸が完成します。残り1,010戸のうち650戸は現在建設中で360戸については、県が既に発注を済ませており、間もなく着工の予定です。

場 所	住 所	戸数	備 考
小田南公園内	市内杭瀬南新町3丁目3-1	100	2月13日～入居開始
小田南公園内	” 杭瀬南新町3丁目4-56	150	2月20日～入居開始
東園田球場・ 庭球場内	” 東園田町2丁目245	200	3月10日以降、入居 開始予定
椀田公園内	” 塚口町5丁目28-1	42	650戸 現在建設中、完成は 3月末から4月上旬の 予定
高田公園内	” 上ノ島町3丁目4-32	40	
道意公園内	” 道意町6丁目8	70	
大庄公園内	” 菜切山町36	32	
小田南球場内	” 杭瀬南新町3丁目3-1	170	
市有地	” 神崎町12-37	32	
民有地	” 神崎町12-28	264	

二本松公園内ほか9カ所360戸については、発注済で完成は4月以降の予定です。

建設工期については、これまでから県に改善を申し入れています。各種建設資材の生産能力や工事技術者の不足等の事情もあり、住宅の発注、着工から完成まで期間を要しております。

◇ 2次募集の申込状況

2月27日、28日に実施した2次募集の申込状況は、次のとおりです。

	募集戸数	応募
応急仮設住宅	373戸	1,947件
公営住宅等	104戸	332件

*公営住宅等に申し込まれた方については、3月8日午後1時から中央公民館3階大ホールで公開抽選を行います。

公営住宅等の抽選結果と応急仮設住宅の入居順位については、本庁、各支所・出張所各避難所に掲示するほか、市報あまがさき臨時号でもお知らせします。

住 宅 情 報

3月7日号

尼崎市災害対策本部

◇ 応急仮設住宅の建設状況

現在、以下の20箇所、1,460戸の応急仮設住宅の建設に取り組んでいます。このうち、小田南公園の250戸は既に完成し、入居が始まっています。近く、東園田球場・庭球場の200戸が完成します。残り1,010戸のうち650戸は現在建設中で360戸については、県が既に発注を済ませており、間もなく着工の予定です。

場 所	住 所	戸 数	備 考	
小田南公園内	市内杭瀬南新町3丁目3-1	100	2月13日～入居開始	
小田南公園内	” 杭瀬南新町3丁目4-56	150	2月20日～入居開始	
東園田球場・ 庭球場内	” 東園田町2丁目245	200	3月10日以降、入居 開始予定	
椀田公園内	” 塚口町5丁目28-1	42	650戸 現在建設中、完成は 3月末から4月上旬の 予定	
高田公園内	” 上ノ島町3丁目4-32	40		
道意公園内	” 道意町6丁目8	70		
大庄公園内	” 菜切山町36	32		
小田南球場内	” 杭瀬南新町3丁目3-1	170		
市有地	” 神崎町12-37	32		
民有地	” 神崎町12-28	264		
二本松公園内	” 武庫町1丁目4-1	32		360戸 発注済 (完成は4月以降の予 定)
蓬川公園内	” 崇徳院3丁目1	50		
北難波公園内	” 東難波町2丁目3-1	20		
名月西公園内	” 尾浜町2丁目2-1	16		
名和公園内	” 名神町2丁目8-1	16		
国有地	” 次屋3丁目10-23	20		
友行公園内	” 武庫之荘7丁目19-1	16		
猪名川公園 野球場	豊中市利倉西1丁目94	104		
民有地	尼崎市東難波町2丁目15-16	46		
市有地	市内北城内45	40		

*建設工期については、これまでから県に改善を申し入れています。各種建設資材の生産能力や工事技術者の不足等の事情もあり、住宅の発注、着工から完成まで期間を要しております。

詳しくは、市役所住宅建設課 ☎ 489-6627 へ。

◇ 被災住宅の応急修理

今回の地震により被害を受けた住宅で破損箇所を修理すれば日常生活ができるものに対し、必要最小限度の補修をします。

対象は兵庫県援護金及び義援金の判定で半壊か半焼の決定を受け、応急修理をする資力がない人で、次のいずれかに該当する人。

- ・生活保護法による被保護者か要保護者
- ・市民税の非課税世帯か均等割のみの課税世帯
- ・今回の地震で失業か離職した人。

工事の対象は台所、トイレなど、日常生活をするうえで必要な箇所で限度額は1世帯当たり29万5千円です。

申し込みは3月16日までに、必要書類を添えて市役所北館5階の5-1会議室へ。

くわしくは、市役所住宅政策課 ☎ 489-6608 へ。

◇ 公営住宅等のあっせん

被災者の方に一時的に入居していただく住宅として、近畿や全国の公営・公団・公社住宅等を常時あっせんしています。

問い合わせ先：①被災者用公営住宅等斡旋支援センター ☎ 06-945-2832

②兵庫県都市住宅部住宅管理課 ☎ 078-362-3628～9

◇ 住宅復興の相談受けます

地震で被害を受けた戸建て住宅や共同住宅などを詳細に診断する機関の紹介とその補修工事、分譲マンションに関することについて相談を受け付けています。

相談は無料ですが、現地調査などは有料です。

相談窓口：住宅・分譲マンション復興相談センター（西宮市江上町1-20）

・詳細に診断する機関の紹介など ☎ 0798-26-7761

・分譲マンションに関することなど ☎ 0798-26-8644

相談期間：3月31日まで

相談時間：午前10時～午後4時

住 宅 情 報

3月22日号

尼崎市災害対策本部

◇ 応急仮設住宅の入居について

次の応急仮設住宅650戸が平成7年3月末に完成しますので、第1次募集で入居順位を付された方全員と第2次募集で入居順位が139位までの方に入居していただきます。

鍵渡し日にご持参願うものは、「印鑑（認め印）」、「り災証明書の写真」及び「自動車運転免許証又は健康保険証（申し込み本人と確認できるもの。）」です。

場 所	所 在 地	戸 数	鍵 渡 しの 日 時 及 び 場 所
梶田公園内	市内塚口町5丁目28-1	42	平成7年4月4日（火） 午前10時
高田公園内	〃上ノ島町3丁目4-32	40	中央公民館大ホール（3階）
道意公園内	〃道意町6丁目8	70	平成7年4月4日（火） 午後1時30分
大庄公園内	〃菜切山町36	32	中央公民館大ホール（3階）
小田南球場内	〃杭瀬南新町3丁目3-1	170	平成7年4月5日（水） 午前10時
			中央公民館大ホール（3階）
神崎（民有地）	〃神崎町12-28	164	平成7年4月5日（水） 午後1時30分
			中央公民館大ホール（3階）
神崎（民有地）	〃神崎町12-28	100	平成7年4月7日（金） 午後1時30分
神崎（市有地）	〃神崎町12-37	32	中央公民館大ホール（3階）
合 計		650	

場 所	所 在 地	戸 数	備 考
二本松公園内	市内武庫町1丁目4-1	32	このページに記載の360戸については、現在建設中です。 入居予定日については、決まり次第、住宅情報でお知らせします。
蓬川公園内	〃崇徳院3丁目1	50	
北難波公園内	〃東難波町2丁目3-1	20	
名月西公園内	〃尾浜町2丁目2-1	16	
名和公園内	〃名神町2丁目8-1	16	
国有地	〃次屋3丁目10-23	20	
友行公園内	〃武庫之荘7丁目19-1	16	
民有地	〃東難波町2丁目15-16	46	
市有地	〃北城内45	40	
猪名川公園 野球場	豊中市利倉西1丁目94	104	
合 計		360	

問い合わせ先：

- ・入居関係については、市役所住宅管理課 ☎ 489-6632 へ
- ・建設関係については、〃 住宅建設課 ☎ 489-6627 へ

住宅情報

4月20日号

尼崎市災害対策本部

◇ 応急仮設住宅の入居について

次の応急仮設住宅が完成しますので、第2次募集で入居順位が539位までの人に入居していただきます。

下記の鍵渡し日に必要なものは、「印鑑（認め印）」と「り災証明書の写し」、「筆記用具（ボールペン）」、「自動車運転免許証か健康保険証（申し込み本人と確認するもの。）」です。

1	4月25日（火）午前10時	中央公民館大ホール	
	・二本松公園（武庫町1-4-1）	32戸	— 118戸
	・蓬川公園（崇徳院3-1）	50戸	
	・北難波公園（東難波町2-3-1）	20戸	
	・名月西公園（尾浜町2-2-1）	16戸	
2	4月25日（火）午後1時30分	中央公民館大ホール	
	・名和公園（名神町2-8-1）	16戸	— 122戸
	・次屋（国有地：次屋3-10-23）	20戸	
	・東難波町（旭硝子：東難波町2-15-16）	46戸	
	・北城内（歴史博物館建設用地：北城内45）	40戸	
3	5月2日（火）午前10時	中央公民館大ホール	
	・猪名川公園野球場（豊中市利倉西1-12）		104戸

◇ 応急仮設住宅入居者の相互住替制度について

応急仮設住宅の入居場所については、子どもさんの通学などこれまでの生活圏を踏まえ、可能な範囲で従前居住地の近くの応急仮設住宅へ入居していただくよう配慮していますが、入居順位と建設戸数との関係上満度にいかない面もあります。

こうした面を補完する制度として「応急仮設住宅入居者相互住替制度」を設けています。

この制度は、入居者双方で住み替えの合意が成立した場合に行っていただくもので、希望される方は鍵渡し会場で「氏名、今回入居する応急仮設住宅、住み替え希望先、理由及び連絡先など」を受け付けまで申し出てください。

入居者間の住み替え先住宅が合致した場合、市から双方の入居者に連絡し所定の手続きを願ったあと住み替えしていただきます。

なお、今回相互住み替えができる応急仮設住宅は、平成7年4月25日及び5月2日に鍵をお渡しする「二本松公園」から「猪名川公園野球場」までです。

問い合わせ：市役所仮設住宅担当 ☎ 489-6632、6634

身体障害者のみなさんへ

相談ごとやお手伝いできることがありましたら、ご遠慮なく

下記へ電話・FAXを下さい。

受付場所 尼崎市身体障害者連盟福祉協会事務所

電話番号 06-419-2940

FAX番号 06-418-2085

受付時間 13:00~17:00まで

上の受付時間をすぎましたら、以下のところへお願いします。

戸倉（事務局）	☎481-8036
広瀬（肢体）	☎418-2120
西川（視力）	☎432-0536
奥山（聴力）	429-8832（ファックスのみ）

兵庫県南部地震被災者用

応急仮設住宅等の第2次募集について

兵庫県南部地震被災者用の「応急仮設住宅」、「大阪市営住宅等」の第2次募集を別紙のとおり実施します。

1 申込用紙の配付

平成7年2月22日（水）から、本庁、各支所、各出張所及び各避難先で配付します。

2 受付日及び場所

平成7年2月27日（月）・28日（火）

午前9時から午後5時15分まで

市役所南館地下1階ロビー

以上

平成7年2月20日

尼崎市都市局住宅部住宅管理課

兵庫県南部地震被災者用応急仮設住宅・第2次募集

平成7年2月20日 尼崎市都市局住宅管理課

(募集戸数) 373戸(入居期間は2年以内です。)

(申込受付期間及び受付場所)

- 1 日 時 - 平成7年2月27日(月)・28(火) 午前9時から午後5時15分まで
- 2 場 所 - 市役所南館地下1階ロビー

(入居申込資格:下記の1・2・3の条件をすべて満たしていること。)

- 1 尼崎市内において居住し、住宅が兵庫県南部地震により滅失した者
- 2 自らの資力では住宅を確保できない者
 - ① 生活保護受給者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
 - ④ 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障害者
 - ⑤ 特定の資産のない勤労者
 - ⑥ 特定の資産のない小企業者
 - ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者
- 3 他に居住する住宅がない者

(必要書類)

- 1 応急仮設住宅入居申込書
- 2 兵庫県南部地震被災による住宅損壊状況等申立書
- 3 住民票(世帯全員)または外国人登録済証明書
- 4 生活保護受給証明書
- 5 身体障害者手帳、療育手帳(交付を受けておられる方のみ。)

なお、第1次募集に申し込まれた方は、「兵庫県南部地震被災による住宅損壊状況等申立書」及び「住民票(世帯全員)または外国人登録済証明書」を提出していただく必要はありません。

(入居者選考方法)

心身障害者世帯、老人世帯、母子世帯等の社会的に弱い立場の方を優先して入居順位をつけます。なお、第1次募集で入居順位がついている方は、今回お申し込みの必要はありません。

(入居順位の発表)

平成7年3月8日(水)の午後4時以降に本庁、各支所、各出張所及び各避難所に掲示予定

(入居年月日)

第1次の入居者1,027人の方に引き続き、仮設住宅の完成にあわせ順次入居していただきます。

(家賃) 家賃は無料です。

以上

兵庫県南部地震被災者用大阪市営住宅等・第2次募集

平成7年2月20日 尼崎市都市局住宅管理課

(対象住宅及び募集戸数)

- 1 大阪市営住宅 : 40戸(入居期間は6か月以内です。)
- 2 公団住宅 : 50戸(大阪市内で1DKタイプが主な住宅となっています。入居期間は1年以内です。)
- 3 厚生年金住宅 : 8戸(尼崎市小中島2丁目8番 入居期間は6か月以内です。)
- 4 雇用促進住宅 : 6戸(尼崎市南清水36番地 入居期間は6か月以内です。)

(申込受付期間及び受付場所)

- 1 日 時 平成7年2月27日(月)・28(火) 午前9時から午後5時15分まで
- 2 場 所 - 市役所南館地下1階ロビー

(入居申込資格: 下記の1・2の条件をすべて満たしていること。)

- 1 尼崎市内において居住し、住宅が兵庫県南部地震により滅失した者
- 2 他に居住する住宅がない者

(必要書類)

- 1 大阪市営住宅等入居申込書
- 2 兵庫県南部地震被災による住宅損壊状況等申立書
- 3 住民票(世帯全員)または外国人登録済証明書

なお、第1次募集に申し込まれた方は、「兵庫県南部地震被災による住宅損壊状況等申立書」及び「住民票(世帯全員)または外国人登録済証明書」を提出していただく必要はありません。

(入居者の選考方法)

申込者の数が募集戸数を超える場合は公開抽選にて入居者を決定します。

(公開抽選の日時等)

- 1 日 時 - 平成7年3月8日(水) 午後1時
- 2 場 所 - 中央公民館(尼崎市西難波町6丁目14番)

当選番号表は、午後4時以降に本庁、各支所、各出張所及び各避難所に掲示予定

(入居年月日) 平成7年3月中旬入居予定

(家賃及び敷金等)

- 1 家賃及び敷金は全額減免
- 2 各戸の光熱水費及び共用部の共益費は入居者負担

以 上

被災住宅の応急修理

借家人の方も対象になります

今回の地震により被害を受けた住宅で、破損箇所を修理すれば日常生活ができる方に対し、尼崎市が必要最小限度の補修をします。

対象は兵庫県援護金及び義援金の判定で半壊か半焼の決定を受け、応急修理をする資力がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・生活保護法による被保護者か要保護者
- ・市民税の非課税世帯か均等割のみの課税世帯
- ・今回の地震で失業か離職した人

工事の対象は台所、トイレなど、日常生活をするうえで必要な箇所で、一世帯当たり29万5千円の範囲内です。29万5千円を超える場合はご自身の負担となります。

なお、3月5日号の市報あまがさきでは対象家屋から借家を除くとしておりましたが、次の場合は借家人の方も対象となります。

災害のため、家主が自らの資力では修繕をすることが困難であり、修理をしなければ借家人が日常生活を営めない場合

申し込みは、3月16日までに必要書類を添えて市役所北館5階の5-1会議室へ

詳しくは、市役所住宅政策課 ☎ 489-6608 へ

公害病認定患者の方へのお知らせ

- 1 兵庫県南部地震で被災された公害病認定患者の方で、公害医療手帳を焼失・紛失された方でも、住所、氏名、生年月日、認定を受けた市名（尼崎市）等を公害医療機関に申し出れば、従来どおり公害医療が受けられます。

医療等に関する相談は公害健康補償課にお問い合わせください。

- 2 認定更新の手続きが遅れている方は、できるだけ早く公害健康補償課へ連絡をお願いします。

- 3 現在、避難所、知人宅等にいるため、連絡先が市への届出と異なっている患者の方は、必ず、公害健康補償課へ連絡をお願いします。

- 4 神戸市の公害病認定患者の方で、神戸市の担当課へ連絡が取れない方は、尼崎市の公害健康補償課へ連絡してください。

相談・連絡先

尼崎市公害健康補償課 4 8 9 - 6 3 2 3

(神戸市管理課公害保健係 0 7 8 - 3 2 2 - 5 3 0 1)

尼崎市震災記録編纂委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県南部地震による本市の被害状況及び復旧、復興の過程を整理、記録化し、史実を後世に伝えるとともに今後の防災対策に役立てることを目的として、(仮称)阪神・淡路大震災記録(以下「震災記録」という。)を編纂するため、尼崎市震災記録編纂委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災記録に係る基本方針に関すること。
- (2) 震災記録の編纂に関すること。
- (3) その他震災記録編纂のため必要と認められる事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は辰巳助役を、副委員長は企画財政局長及び総務局長をもって充てる。
- 4 前項に規定する委員以外の委員は、職員のうちから市長が指名する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会に記録編纂の対象となる業務ごとに作業部会(以下「部会」という。)を置く。部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1作業部会
- (2) 第2作業部会
- (3) 第3作業部会

2 部会は、第2条第2号に掲げる事項について具体的な作業を行う。

3 部会は、委員長の指名する委員で組織する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

5 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。

(検討会)

第7条 震災記録に関する重要な事項を検討するため、委員会に補助機関として、震災記録編纂検討会(以下「検討会」という。)を置く。

2 検討会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 震災記録に係る編纂基本方針及び編纂内容等に関すること。

(2) 震災記録の編集に関すること。

(3) その他震災記録編纂のため必要と認められる事項

3 検討会に座長を置く。

4 座長は、企画財政局企画財政部長をもって充てる。

5 前項に規定する委員以外の委員は、部会の部会長、副部会長及び委員会に属する委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

6 第4条第1項及び第5条の規定は、検討会について準用する。

(専門研究員)

第8条 委員会又は検討会に、専門研究員を置くことができる。

2 委員会又は検討会は、必要があると認めるときは、専門研究員を会議に出席させて専門の事項について指導、助言を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会、部会及び検討会の庶務は、企画財政局及び財団法人あまがさき未来協会において処理する。

(運営の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年6月12日から施行する。

【尼崎市震災記録編纂委員会委員名簿】

【編纂委員会：27人】

委員長	辰巳 浩（助役）
副委員長	村上 義光（企画財政局長、総務局長：平成9年3月31日まで）
〃	斉藤 実（企画財政局長：平成9年3月31日まで）
〃	鳥羽 正多（総務局長）
委員	駒澤 明雄（企画財政部長）
〃	仲橋 睦彦（会計室次長）
〃	小寺 敬二（秘書室秘書課長）
〃	田中 行哉（秘書室広報課長）
〃	岩田 強（企画財政局総務課長）
〃	阪本 茂樹（企画財政局総務課長：平成9年3月31日まで）
〃	栗田 和教（総務局総務課長）
〃	谷相 隆洋（理財局総務課長）
〃	海邊 孝彦（美化環境局総務課長）
〃	大塚 國光（保健局総務課長）
〃	江川 隆生（福祉局総務課長）
〃	三栖 秀雄（市民局総務課長）
〃	阪本 勝彦（産業労働局総務課長）
〃	関山 藤彦（土木局総務課長）
〃	土橋 司郎（都市局総務課長）
〃	福井 純一（都市局総務課長：平成9年3月31日まで）
〃	田川 恒夫（同和对策室管理課長）
〃	伊東 輝幸（消防局総務課長）
〃	渡部 慶造（水道局総務課長）
〃	中村 正典（水道局総務課長：平成9年3月31日まで）
〃	橋本 忠行（交通局総務課長）
〃	岸田 八郎（教育委員会事務局総務課長）
〃	柳川瀬弘志（監査事務局次長）
〃	信岡 健一（監査事務局次長：平成9年3月31日まで）
〃	関 一之（議会事務局庶務課長）
〃	矢須 国富（議会事務局庶務課長：平成9年3月31日まで）
〃	辻川 敦（総務局地域研究史料館係長）
〃	中村 義人（あまがさき未来協会研究調査課長）
専門研究員 （指導・助言）	芝村 篤樹（桃山学院大学経済学部教授）

【項目別索引】

被害・復旧

尼崎市での被害のあらまし	27
死傷者	153
家屋	155
市営住宅	230
建築物の応急危険度判定	123
被害集中地区	
築地地区	199
戸ノ内地区	202
東園田町8丁目地区	204
火災の発生状況（表）	49
土木施設	
道路・橋りょう	39・169
河川	170
公園	39・170
港湾施設	170
防潮堤	39
一級河川中島川災害復旧助成事業	172
交通障害と対策	54
都市基盤施設	
水道施設	173
断水状況（表）	82
下水道施設	39・176
電力施設	177
ガス施設	182
電気通信施設	185
交通施設	
市営バス	189
山陽新幹線	195
阪神電車	196
阪急電車	198

教育施設

学校施設	207
教育総合センター	211

社会教育施設	211
スポーツ施設	213
青少年教育施設	213
福祉・医療施設	
福祉施設	215
児童福祉施設	217
障害者福祉施設	219
医療施設・保健施設	220
公立病院等	77
文化施設	
文化財	222
歴史的建造物	227
総合文化センター	231
地域研究史料館	235
市民施設	
地区会館	230
共同利用施設	230
市立福祉会館	231
地域集会所	231
市庁舎施設	
市役所本庁舎	238
支所	240
出張所	241
市政情報センター	41
女性センター・トレピエ	41
職員研修所庁舎	242
環境事業部	242
クリーンセンター	246
公営事業所	232
商工業関係	159
公衆浴場	86

災害対策本部

防災指令	28
------	----

災害対策本部の設置	28	防災センターでは	71
本部員会議の開催	28・60	避難者の状況（避難者実態調査）	99
総括部情報班の動き	32・60	学校間オンラインシステムでの避難者数把握	107
通信の不通と情報収集	42	物資の調達	
当日の情報収集	43	食糧等の緊急発注	53
市民からの問い合わせ	51	物資の調達	81
		生活必需物資の供給	108
広報・相談		避難所の運営	
広報活動	43・62	第1次避難所から第2次避難所へ	270
水道局の広報活動	45	第2次避難所の運営	272
応急給水の車両広報	81	保健対策	
消防局の広報活動	73	避難所での保健活動	273
市民からの問い合わせ	61	避難所等の防疫対策	83
総括部情報班での対応	51	ケア付き避難所	274
相談窓口		市民施設への避難所経費助成	266
各種相談窓口の設置	110	避難所でのボランティア活動	135
総合住宅相談所の開設	296	被災者への援助	
中小企業災害対策特別相談窓口	112	救援物資・義援金	
		防災センターでの救援物資の受け入れ状況	71
消火・救助・救急		救援物資・義援金の受領	142
消火活動	49	義援金等に係る家屋被害調査	155
救助・救急活動	50・67	義援金・援護金の配分	249
消防団の活動	50・70	学用品等の援助	120
広報活動	73	ペットフードの救援物資の受け払い	267
防災センターの機能	70	被災者への経済的援助措置	
他都市への応援活動	146	災害弔慰金の支給	251
防災組織の活動	148	税・使用料の減免	252
危険物施設の被害	163	各種負担金・利用料の免除	257
尼崎市防災支援隊	390	災害対策特別融資あっせん	259
		市民施設への避難所経費助成	266
被災者への対応		公衆浴場施設整備資金制度	86
避難者への対応	52・95	その他の支援措置	
避難部（教育委員会事務局）では	52・95・109	公衆浴場の再開	85
方面部（市民局）では	53・96		
方面部（援護班）の記録	108		

防水シートのあっせん	86	こころの健康電話相談	115
被災動物の救護	267	医師会による巡回相談	114
高原ロッジの大浴場無料開放	259	避難所等の防疫対策	83
高原ロッジの宿泊無料提供	259	り災証明書の発行	93
住宅対策		廃棄物の処理	
家屋の被害	155	ごみ・廃棄物の処理	87
住宅対策	275	建物の解体撤去と災害廃棄物の処理	275
住宅の確保	90	アスベスト対策	288
一時使用住宅	90	学校関係	
震災による借地・借家に関する法律講座	114	学校の再開へ	117
住宅の相談	114	学校施設の被害と復旧	207
住宅復旧センターの開設	114	被災児童・生徒の受け入れ	265
被災住宅に係る特別融資あっせん制度	264	授業料等の免除	256
建物の解体撤去と災害廃棄物の処理	275	学校施設に係る国・県への陳情活動	324
災害復興公営住宅の建設	292	商工業関係	
公営住宅等への入居あっせん	295	商工業関係の被害	159
被災住宅の応急修理	296	中小企業災害対策特別相談窓口	112
総合住宅相談所の開設	296	仮工場・事務所情報の提供	268
避難者に対する住宅相談	273	震災復興産業関係者会議と産業振興中期計画	388
応急仮設住宅		災害対策への応援	
応急仮設住宅の建設	289	ボランティア活動	127
応急仮設住宅の運営	298	ボランティア保険	136
ふれあいセンターの設置	299	被災史料の救出・保全活動	236
保健所職員による巡回指導・相談活動	300	震災記録の収集	237
ケア付き仮設住宅	303	応急給水への協力	82
応急給水	53・81	自治会活動と市民の協力	137
自衛隊の応援による応急給水活動	140	応援活動	
医療・保健		他都市からの応援	
死亡者への対応	74	他都市からの応援活動	144
負傷者への対応	76	他市町からの応援活動の内容（表）	139
救急医療の実施	76		
尼崎医療センター休日夜間急病診療所での対応	77		
市内公立病院等での医療体制	77		
保健所の被災者への対応	84		

自衛隊の応援

自衛隊による応急給水・火災現場での捜索	81・140
建物の解体撤去への自衛隊の応援.....	278
応急給水への支援.....	81
応急給水支援団体（表）.....	82
ごみ収集の応援.....	87
災害可燃ごみの自治体支援処理実績（表）	88
建物の解体撤去への他都市からの応援.....	278
兵庫県教育委員会職員の支援を受けた発掘調査 （表）.....	227
他都市への応援活動.....	146
広域応援協定.....	395

市議会活動

会派代表者会.....	60・308
災害復興促進特別委員会.....	307
「尼崎市震災復興基本計画」の策定に当たって （意見）.....	310
災害復興促進特別委員会活動状況報告.....	316
本会議・常任委員会.....	318
震災関連の陳情に係る常任委員会意見.....	319

国・県との関係

災害救助法の適用.....	55
学校施設に係る国・県への陳情活動.....	324
学校施設への文部省・大蔵省による現地調査	209
保育所の災害復旧に係る国庫補助申請.....	218

災害廃棄物処理に係る国庫補助.....	282
震災関連の陳情に係る常任委員会意見.....	319

復興に向けて

財政対策

財政対策（一般会計予算）.....	331
平成6年度補正予算.....	331
平成7年度当初予算.....	331
平成7年度補正予算.....	332
財政計画の策定.....	333

震災復興に係る計画

「災害復興促進特別委員会意見」.....	310
震災復興への市民提言.....	335
震災復興基本計画の策定.....	336
「震災復興基本方針」.....	344
「震災復興基本計画」.....	346
震災復興計画の策定.....	343
「震災復興計画」.....	365
震災復興産業関係者会議と産業振興中期計画	388

防災都市づくり

地震防災シンポジウム.....	389
地域防災計画の見直し.....	391
地域防災計画「地震災害対策編」改訂要旨...	392
広域応援協定.....	395

兵庫県議会議員選挙の実施

合同慰霊祭

.....	325
.....	329

編集後記

- 兵庫県南部地震による尼崎市の被害状況や復旧、復興の過程を記録し、後世に残そうとする動きが行政内部で始まったのは、震災から1年余りが経過した平成8年4月のことだった。
- さっそく組織づくりを進め、6月には編纂委員会を設置し、桃山学院大学の芝村篤樹教授の指導・助言を得ながら編纂作業が本格的にスタートした。
- この記録集の編纂対象期間は、地震発生の平成7年1月17日から翌8年3月ごろまでを原則としたが、その後に災害対策が完了した事業についても可能な限り対象とした。
- 編纂の基本については、数値情報など客観的データを重視するとともに、その時々災害対策本部の動きや対応だけでなく、反省点や課題の記述にも力点を置くこととした。
- 震災については一人ひとりにそれぞれの体験と思いがあろうが、すべてを盛り込むことはできなかった。
- 多くの方々から体験談や資料類をお寄せいただいたが、紙面の都合で掲載できなかったものがある。
- また、ライフライン関係の関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、日本電信電話株式会社、公共輸送機関である西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社には貴重な資料等をご提供いただいた。
厚くお礼申し上げます。

阪神・淡路大震災 尼崎市の記録

発行日 …………… 平成10年1月17日

企画・発行 …… 尼 崎 市
尼崎市東七松町1丁目23番1号
TEL.(06)489-6147

編集 …………… 財団法人あまがさき未来協会
尼崎市昭和通2丁目7番1号
ニューアルカイクビル5階
TEL.(06)489-3030

制作 …………… 株式会社 **きょうせい**
